

令和 4 年度 第 1 回
嘉麻市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

～国民健康保険税について～

令和 4 年 8 月

1 嘉麻市の国民健康保険税の算定方法

1) 国民健康保険税と対応する支出について

国民健康保険税	対応する支出
医療分	加入者の医療費等に対する支出
支援分	後期高齢者医療制度に対して拠出する現役世代からの支援金
介護分	介護保険第2号被保険者（40～64歳）の介護保険料

※医療分・支援分は国保加入者全員に課税され、介護分は40～64歳の国保加入者に課税されます

2) 国民健康保険税の算定方式

方式	応益割		応能割		備考 (嘉麻市国保)
	均等割	平等割	所得割	資産割	
	世帯の加入者1人あたり 一律に負担	1世帯あたり 一律に負担	加入者の所得 に応じて負担	世帯の加入者の 固定資産に応じて負担	
2方式	○		○		介護分
3方式	○	○	○		
4方式	○	○	○	○	医療分・支援分

3) 嘉麻市国民健康保険税の税率（令和4年度）

課税区分	応益割		応能割		賦課限度額（円）	備考
	均等割（円）	平等割（円）	所得割（%）	資産割（%）		
医療分	20,000	23,000	8.5	30.0	650,000	4方式
支援分	6,500	6,500	3.5	20.0	200,000	4方式
介護分	10,500	—	1.5	—	170,000	2方式
全体	37,000	29,500	13.5	50.0	1,020,000	

P1 説明

1 嘉麻市の国民健康保険税の算定方法

このページでは、嘉麻市の国民健康保険税の算定方法について説明しています。

国民健康保険税は、1) 国民健康保険税と対応する支出についての表のとおり、加入者の医療費に対する支出の役割をもつ医療分、後期高齢者医療制度に対しての現役世代からの支援金である支援分、40歳～64歳が対象になる介護保険料の介護分の3つに分類されます。

さらに、2) 国民健康保険税の算定方式の表のとおり、世帯や被保険者の人数に対して賦課する応益割と所得などの負担能力に応じて賦課する応能割があり、応益割は均等割と平等割、応能割は所得割と資産割で構成されています。嘉麻市では、介護分では2方式(均等割、所得割)、医療分・支援分では4方式(均等割、平等割、所得割、資産割)を採用しています。

令和4年度の嘉麻市の税率については3) 嘉麻市国民健康保険税の税率で示すとおりです。

県の標準税率では、医療分・支援分について、3方式を採用しているため、嘉麻市でも令和6年度を目途に3方式を採用するよう協議を重ねているところです。

2 近隣の市の資産割廃止状況

近隣の市では、飯塚市と行橋市が県単位化に伴い、平成30年度に資産割を廃止しており、税率等は下記とおりです。

1) 近隣の市の資産割廃止前後の税率の比較

	平成29年度			改正前	平成30年度			改正後
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
飯塚市	15.30%	10.00%	47,200円	38,300円	12.20%	0.00%	38,200円	38,500円
医療分	8.80%	6.00%	23,200円	28,500円	6.80%	0.00%	21,000円	23,000円
支援分	3.10%	4.00%	7,800円	9,800円	2.80%	0.00%	8,100円	8,800円
介護分	3.40%	0.00%	16,200円	0円	2.60%	0.00%	9,100円	6,700円
行橋市	13.00%	25.00%	34,000円	27,000円	12.82%	0.00%	40,400円	41,900円
医療分	7.00%	25.00%	16,000円	27,000円	8.65%	0.00%	24,000円	27,000円
支援分	4.00%	0.00%	9,000円	0円	2.31%	0.00%	8,000円	8,800円
介護分	2.00%	0.00%	9,000円	0円	1.86%	0.00%	8,400円	6,100円

2) 資産割廃止に伴う、税金、徴収率の変化（※現年度分のみで比較）

(単位：千円)

	平成29年度				平成30年度			
	被保険者数	調定額	税金	徴収率	被保険者数	調定額	税金	徴収率
飯塚市	28,908	2,516,844	2,358,354	93.70%	28,025	2,091,320	1,965,780	94.00%
行橋市	15,931	1,365,278	1,294,254	94.80%	15,398	1,394,139	1,308,248	93.80%

P2 説明

2 近隣市町村の資産割廃止状況

このページでは、資産割廃止を検討するにあたり、他市の資産割廃止に伴う税率の変化やその影響を説明しています。

1) 近隣の市の資産割廃止後の税率の比較では、飯塚市、行橋市の資産割廃止前の平成 29 年度の税率と廃止後の平成 30 年度の税率を記載しています。

飯塚市につきましては、平成 30 年度の県単位化に伴い、資産割を廃止し、県の標準税率を参考に、運営に必要な財源が確保できる範囲で、被保険者の負担増がないよう、全体的に税率等を下げる税改正を行っています。

行橋市につきましては、平成 30 年度の県単位化に伴い、資産割を廃止し、県の標準税率を参考に、均割、平等割の税率を引き上げる税改正を行っています。

2) では、資産割廃止に伴う、税収、徴収率の変化を現年度分について表にまとめ、比較しています。

表で示すとおり、飯塚市は税率等を全体的に下げているため、調定額が大きく減少しています。

徴収率については、向上していることがわかります。

また、行橋市は資産割を廃止していますが、平等割、均等割を上げているため、調定額はほぼ同額となっています。

徴収率については、低下していることがわかります。

飯塚市に関しては、平成 29 年度時点の税率が県の標準税率より高かったため、被保険者の負担増につながる税改正は発生しませんでした。行橋市に関しては、資産割を廃止することで、平等割、均等割を上げているため、多くの被保険者について負担増となり、徴収率などに、少なからず、影響したと思われます。

3 国民健康保険税の資産割廃止等税制改正の検討について

1) 資産割廃止についての懸念事項

- ・ 資産割廃止分を平等割や均等割で賄う必要があるため、低所得世帯の負担増につながる可能性がある。
- ・ 低所得世帯の負担増となった場合、国民健康保険税の徴収率が低下する可能性がある。
- ・ 徴収率が低下することにより、国民健康保険の税収が低下する可能性がある。

令和6年度を目途とした国民健康保険税の資産割の廃止など税制改正の検討については、国民健康保険の運営に必要な財源が確保できる税率とすることと合わせ、低所得者層への影響も考慮して協議を重ねていく必要がある。

P3 説明

3 国民健康保険税の資産割廃止等税制改正の検討について

このページでは国民健康保険税の資産割廃止についての懸念事項について説明しています。
内容は上記のとおりです。